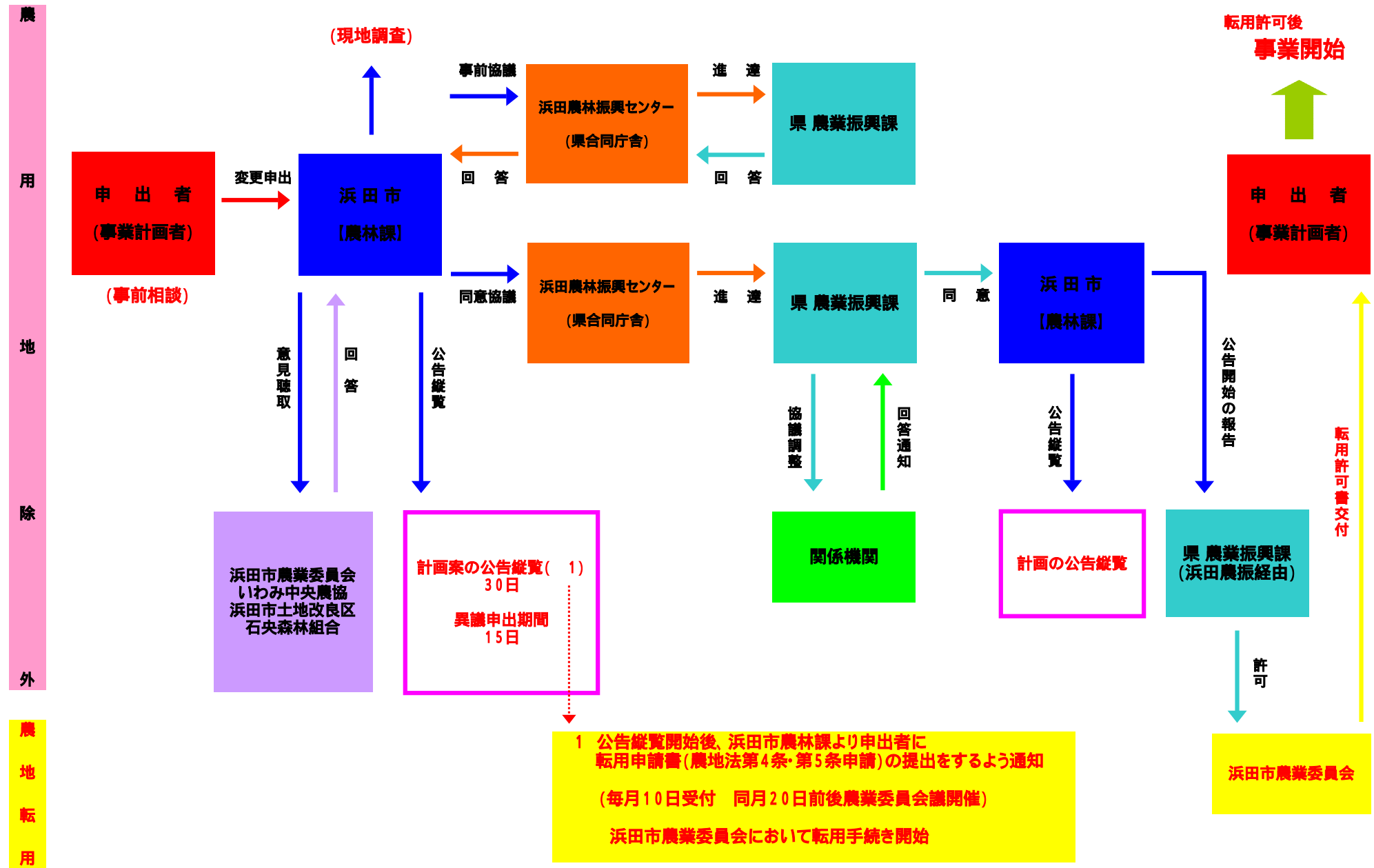


農業振興地域整備計画変更手続のフローチャート



事務処理予定(最短の場合)

変更申出	5月末	11月末
意見聴取	6月中旬	12月中旬
回答	6月末	12月末
事前協議	6月末	12月末
進達		
回答		
回答	7月中旬	1月中旬
公告縦覧	7月末	1月末
同意協議	9月初	3月初
進達		
協議調整		
回答通知		
同意	9月中旬	3月中旬
公告縦覧	9月末	3月末
公告開始の報告	公告縦覧と同日付	
許可	公告開始の報告と同日付	

転用手続き開始

転用許可

事業開始

計画変更(農用地区域からの除外)できる要件

- ア 農用地区域内の土地を農用地区域内から除外する場合は、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- イ 変更後の農用地区域の集団性が保たれていること。
- ウ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- エ 国の直轄又は補助による土地改良事業、農用地開発事業、農業構造改善事業等によって、土地基盤整備事業を実施後、8年以上経過していること。

・変更申出(農用地区域からの除外願)は年2回(5月末・11月末)受付します。ただし、公共事業、国庫補助事業等に伴うものは、この限りではありません。

・所要日数については、農地転用許可まで5ヶ月～6ヶ月を要しますが、内容によっては、これ以上の日数を要することもあります。(受付時期ごとの一括処理のため)